### 伊佐市農業委員会第2回総会議事録

- 1. 開催日時 令和3年5月28日(金)午前9時00分から9時50分
- 2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室
- 3. 出席委員 (20人)

会 長五 13 番委員五 3 番委員

農業委員 農地利用最適化推進委員 2 番委員 8 番委員 1 番推進委員 11 番推進委員 10 番委員 2 番推進委員 12 番推進委員 4 番委員 5 番委員 11 番委員 3 番推進委員 13 番推進委員 6 番委員 12 番委員 4 番推進委員 15 番推進委員 7 番委員 8 番推進委員

- 4. 欠席委員 (5人)
- 5. 議事日程
  - 第1 会議録署名委員の指名 4番委員 5番委員
  - 第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定に ついて
    - 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について
    - 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・<u>除外</u>・編入)申出」の意見決定について

9 番推進委員

- 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定について
- 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について
- 議案第6号「非農地証明願」について
- 議案第7号「農地空き家・空き店舗バンク」による下限面積(地番指定) について
- 議案第8号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断」 に係る決定について
- 6. 農業委員会事務局職員

 事務局長
 農地振興係長

 農地振興係書記
 農地振興係書記

#### 【開始時間 午前9時00分】

事務局長

おはようございます。只今より、令和3年度 第2回農業委員会総会を 開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

本日は、9番農業委員が欠席ですが、出席人数は10名で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。会長お願いします。

議長

皆様おはようございます。

東京、大阪、福岡、札幌もまた緊急事態宣言、沖縄も続けて追加があり、また今日の閣議で来月の20日までというかたちで延期がなされるというような状況になっております。皆様方も体に気をつけて活動をしていただければ有り難いと思います。また、例年より19日早い梅雨期になり農作業が遅れていると思います。その中で、鹿児島の農地の「貸したい」「借りたい」点検訪問活動をして頂きましてありがとうございます。本日までということで提出をしていただければ有り難いと思います。

本日の議事録署名委員を指名いたします。4番農業委員と5番農業委員 にお願いいたします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意 見質問は、報告終了後にお願いしたします。

議長

ただいまより総会を始めます。

 諸般報告	

事 務 局

事務局より、諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の 規定による通知」をお願いいたします。

事務局

報告1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、資料 1ページから4ページまで農業経営基盤強化促進法による解約が18件 です。以上報告いたします。

議 長

報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

それでは、なしでございますので、報告第2号農地の利用目的変更についてお願いします。

東 淼 昌

5ページをお開き下さい。

報告第2号「農地の利用目的変更」の番号1番につきまして、去る5 月19日に事務局で現地調査を行いましたので報告いたします。

番号1番の申請人 NYさんは、伊佐市大口青木に居住され、年齢は58歳です。

申請地は、伊佐市大口青木字渡瀬口2557番地10ほか6筆で、地目は田、地積は7筆合計で8,343㎡、青木屯田池から北へ約1kmに位置しています。

申請地の地目は田で、四方を山林に囲まれ4筆は沢の水を用水として使用していましたが、沢水の取り入れ口に岩が詰まり現在は水の取り入れが困難な状況です。また3筆は標高が約270mで水路はあるものの天水田のほ場であります。

水路の復旧が困難なこと、天水田であるほ場は水稲作付け時に常時用水がないことから、今後は一部盛土と排水対策を行い、果樹を植栽して畑に転換をして農地の保全を図りたいとのことで、今回農地利用目的変更の申請を提出されています。

以上のことから、本届出は適切であると思われますことを報告いたします。

ご審議方よろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長

報告は終わりました。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長

なしということですので、只今から議案の審議に入ります。

議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定 について議題とします。事務局の報告を求めます。

事 務 局

議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定 のうち所有権移転についてご説明申し上げます。

6ページをご覧ください。

番号1番の譲渡人は、福岡県大野城市に居住する STさんです。譲受人は、伊佐市大口鳥巣に居住する認定農業者の SKさんです。土地の所在地は大口大田字稲荷ノ後2139で地目は畑、地積は263㎡です。申請地は大口温泉高熊荘から南へ約1kmに位置する農用地区域内農地に指定されている良く管理された農地です。

次に番号2番の譲渡人は、大阪府枚方市に居住する MKさんで破産管

財人である弁護士 NYさんによる代理申請です。譲受人は、伊佐大口山野に所在する認定農業者で農地所有適格法人のS株式会社です。土地の所在地は、大口山野字上井手2489番1で地目は田、地積は2,683㎡です。申請地は、夢さくら館から北東へ約150mに位置する農用地区域内農地に指定されている良く管理された農地です。続きまして、貸借について説明します。14ページの総括表をご覧ください。期間は3年から10年で面積は、合計115,124㎡で利用権を設定する者の数は39人、設定を受ける者の数は29人です。土地の詳細は資料7ページから13ページ、番号1番から39番のとおりです。以上で説明を終わります。

ご審議方よろしくお願いいします。

議 長 只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。 議案第1号事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙 手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成多数。よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」 に係る意見については決定いたしました。

議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」にかかわる処分決定について提案いたします。

それでは整理番号1番から10番まで、一括で報告をお願いします。ご 意見・ご質問は、全ての報告終了後お願いいたします。

議 長 整理番号1番、2番につて、10番農業委員の報告を求めます。

1 0 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、 農業委員 整理番号1番につきまして、去る5月20日に現地調査をいたしましたので、私10番が報告いたします。

申請人 IAさんは、伊佐市大口木ノ氏に居住され、年齢は62歳です。

渡し人 KNさんは、伊佐市大口木ノ氏に居住され、年齢は89歳です。 申請地は、伊佐市大口木ノ氏字石ノ元336番2、地目は田、地積は730㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は11,912㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約1kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

引き続き整理番号2番について去る5月20日に現地調査をいたしま したので、私10番が報告いたします。

申請人 IAさんは、伊佐市大口木ノ氏に居住され、年齢は62歳です。 渡し人 ESさんは、伊佐市大口木ノ氏に居住され、年齢は73歳です。 申請地は、伊佐市大口木ノ氏字山神前736番、地目は田、地積は2, 988㎡で所有権移転交換になります。交換する農地については、次の整 理番号3番です。

受人の経営面積は11,912㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約1kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号3番、4番について、2番農業委員の報告を求めます。

2 番 農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号3番につきまして、去る5月20日に現地調査をいたしましたので、私2番が報告いたします。

申請人 ESさんは、伊佐市大口木ノ氏に居住され、年齢は73歳です。 渡し人 IAさんは、伊佐市大口木ノ氏に居住され、年齢は62歳です。 申請地は、伊佐市大口木ノ氏字荒神林875番で、地目は田、地積は2, 873㎡で所有権移転交換になります。

受人の経営面積は15,321㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約20m以内で現況は良く管理された農地です。

経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当し ないと思われますので許可相当と思われます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わ ります。

引き続き整理番号4番について去る5月20日に現地調査をいたし ましたので、私10番が報告いたします。

申請人 KMさんは、伊佐市大口青木に居住され、年齢は64歳です。 渡し人 AMさんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は89歳です。 申請地は、伊佐市大口大田字川島2332番177、地目は田、地積は 1,041㎡でその他6筆、地目は田3筆、畑4筆、面積合計7,521 mプ所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は34、882㎡で取得可能面積であります。農業従事 者は2名で、通作距離は約4km以内で現況は良く管理された農地です。 経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当し ないと思われますので許可相当と思われます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わ ります。

#### 議 長

整理番号5番について、4番農業委員の報告を求めます。

# 4

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、 農業委員 | 整理番号5番につきまして、去る5月19日に現地調査をいたしましたの で、私4番が報告いたします。

> 申請人 SKさんは、伊佐市大口宮人に居住され、年齢は61歳です。 渡し人 YTさんは、伊佐市大口宮人に居住され、年齢は81歳です。 申請地は、伊佐市大口宮人字大住619番1ほか4筆で、地目は田、地 積は合計4、368㎡で所有権移転売買になります。

> 受人の経営面積は22,987㎡で取得可能面積であります。農業従事 者は2名で、通作距離は約100m以内で、現況は良く管理された農地で す。経営意欲はあり、昨年大阪から帰郷したため農機具等はトラクター1 台ですが、今後コンバイン、田植え機等を準備するとのことです。

> 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当し ないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証 明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号6番について、6番農業委員の報告を求めます。

6 番 農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、 整理番号6番につきまして、去る5月26日に現地調査をいたしましたの で、私6番が報告いたします。

申請人 NYさんは、伊佐市大口曽木に居住され、年齢は66歳です。 渡し人 NNさんは、伊佐市大口曽木に居住され、年齢は88歳です。 申請地は、伊佐市大口曽木字天子ノ前266番2、地目は田、地積は2, 145㎡で所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は5,505㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約150mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号7番は、農地保有適格法人について事務局の説明を求めます。

事 務 局

5月10日付けで出水市のM株式会社から農地保有適格化法人届出書 提出されました。事務局で内容を精査した結果、農地保有適格法人の要件 を満たしており、問題ないかと思われます。

議長

整理番号7について、8番農業委員の報告を求めます。

8 番 農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号7番につきまして、去る5月21に行政書士TさんとM取締役現本部長 Iさん立会いのもと現地調査をいたしましたので、私8番が報告いたします。

申請人 M株式会社代表取締役 TSさんは、出水市平和町に所在の農地保有適格法人です。

渡し人 AKさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は78歳です。 申請地は、伊佐市大口小川内字上場583番955、地目は牧場、地積 は6,194㎡ほか6筆計で14,981㎡、同じく伊佐市大口小川内字 上場583番335、地目は畑、地積は1,792㎡ほか3筆計62,5 38㎡です。牧場と畑11筆で77、519㎡となり所有権移転売買にな ります。

また農地保有適格法人届出書が受理されております。農業従事者は3名 を予定しており、現在はAさんのトラクターを買い入れて、順次トラクタ ーその他必要な農作業機の購入を予定しているとのことでした。山野の事 務所より東側へ約3km、国道268号県境より約1kmの所に位置して おります。また、権利取得後の予定として牧草の生産販売を計画しており ます。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当し ないと思われますので許可相当と思われます。

添付書類として全部事項証明書、字図、決算書等が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わり ます。

議 長 整理番号8番について、4番農業委員の報告を求めます。

# 4

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、 農業委員 整理番号8番につきまして、去る5月19日に現地調査をいたしましたの で、私4番が報告いたします。

申請人 TSさんは、伊佐市大口里に居住され、50歳です。

渡し人 KAさんは、伊佐市大口曽木に居住され、年齢は68歳です。 申請地は、伊佐市大口曽木字岩本3099番2、地目は田、地積は3、 305㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は122,409㎡で取得可能面積であります。農業従 事者は3名で、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等 は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当し ないと思われますので許可相当と思われます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わり ます。

議 長 整理番号9番について、12番農業委員の報告を求めます。

### 番 1 2

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、 農業委員 整理番号9番につきまして、去る5月17日に現地調査をいたしましたの で、私12番が報告いたします。

申請人 TSさんは、伊佐市大口目丸に居住され、年齢は49歳です。 渡し人 KIさんは、熊本県熊本市北区清水亀井町に居住され、市外住 民です。

申請地は、伊佐市大口篠原字島巡り1864番1、地目は畑、地積は1,207㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は93,599㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約1kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 整理番号10番について、6番農業委員の報告を求めます。

6 番 農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号10番につきまして、去る5月26日に現地調査をいたしましたので、私6番が報告いたします。

申請人 AMさんは、伊佐市大口曽木に居住され、年齢は68歳です。 渡し人 HRさんは、伊佐市大口曽木に居住され、年齢は67歳です。 申請地は、伊佐市大口曽木字野中3414番2、地目は畑、地積は32 8㎡ほか1筆、合計737㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は80,395㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約50mです。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号1番から10番について、許可することに賛成の農業委員の挙 手を求めます。

(全員举手)

議 長 賛成多数。よって整理番号1番から10番については許可が決定いたしました。

議 長 整理番号11番について、この議案は8番委員が譲受け人の世帯員となっていますので、農業委員会等に関する法律、第31条の規定に基づき議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。

関係議案終了後に入室、着席していただきます。

それでは、8番委員の退席をお願いします。

(8番委員退席)

議 長 それでは、5番農業委員の報告を求めます。

5 番農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号11番につきまして、去る5月21日に現地調査をいたしましたので、私5番が報告いたします。

申請人 HTさんは、伊佐市大口山野に居住され、年齢は73歳です。 渡し人 NMさんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は65歳です。 申請地は、伊佐市大口山野字上斉2223番1ほか4筆、地目は畑、地 積は5筆合計2、192㎡で所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は43, 862㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約0.3 k mから0.7 k mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号11番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求め ます。

(全員举手)

議 長 賛成多数。よって整理番号11番については許可が決定いたしました。

議 長 ここで、8番委員の入室をお願いします。 (8番委員着席)

議 長 整理番号12番について、この議案は12番委員が譲受け人となっていますので、農業委員会等に関する法律、第31条の規定に基づき議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。

関係議案終了後に入室、着席していただきます。 それでは、12番委員の退席をお願いします。

(12番委員退席)

議 長 それでは、7番農業委員の報告を求めます。

農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号12番につきまして、去る5月21日に現地調査をいたしましたので、私7番が報告いたします。

申請人 NKさんは、伊佐市菱刈市山に居住され、年齢は69歳です。 渡し人 NAさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、年齢は73歳です。 申請地は、伊佐市菱刈市山字岩崎1179番44ほか6筆、地目は田、 地積は7筆合計8,799㎡で所有権移転贈与になります。

受人は自己所有している農地を株式会社Yに貸し付けておりますが経営面積は7, 038㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は1.6km以内で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長

なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号12番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

賛成多数。よって整理番号12番については許可が決定いたしました。 ここで、12番委員の入室をお願いします。

(12番委員着席)

議 長

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数12件について、12件の許可が処分決定しました。

議案第3号 —

議 長

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(除外)申出」の意見決定について提案いたします。整理番号1番について、11番農業委員の報告を求めます。

## 1 1 番 農業委員

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(除外)申出」の意見決定についてのうち、整理番号1番につきまして、去る5月21日、申請人 Uさんの立会いもと、1番推進委員、10番推進委員と私11番農業委員 の3名で共同調査をしましたので11番農業委員が報告します。

申請人は、伊佐市菱刈荒田に居住の UYさん、年齢は56歳です。申請地は、伊佐市菱刈荒田字田ノ口2428番1で、地目は田、地積は1,238㎡です。本城小学校から南西に約3kmの所に位置しております。現況は田です。周囲の状況は、東側が田、北側が宅地、西側が道路、南側が宅地で、将来5条申請をされる計画です。この申請は、具体的な転用計画があり周囲の農地への影響はないと思われます。

以上のような理由により、除外は妥当と判断致しました。添付書類として、農用地利用計画変更申出書、全部事項証明書、事業計画書等が添付されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長

11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問は

ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

### (全員挙手)

議 長

賛成多数。よって整理番号1番については、意見が決定いたしました。 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(除外)申出」の意見決 定について、申請件数1件について、1件の意見が決定いたしました。

|--|

議 長

議案第4号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定について、整理番号1番について、事務局の報告を求めます。

事 務 局

議案第4号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定についてのうち、整理番号1番について、去る5月21日、事務局において調査をしましたので報告いたします。

申請人は、伊佐市菱刈花北に居住される UAさん、年齢は33歳です。 譲渡人は同じく伊佐市菱刈花北に居住される UMさん、年齢は33歳 です。二人は夫婦になります。

本申請は令和2年2月第11回農業委員会総会において一般住宅1棟を建築予定の農地法第5条許可申請が出されており、同会で許可を受けております。許可後、夫婦での協議の結果、申請人が所有権をもつこととなったため、今回転用事業主の変更のため転用事業計画変更が提出されています。転用目的の変更はなく申請書、法定添付書類一式が添付されています。また、3月5日付けで許可を得ていたことから既に工事が始まっており顛末書も添付されています。

調査の結果、この申請については許可相当であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

### (「質疑なし」という声、多数あり。)

議長

なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

### (全員举手)

議 長 賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議 長 議案第4号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定について、申請件 数1件について、1件が処分決定しました。

	議案第5号	
--	-------	--

議 長

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定については、取り下げ申請が提出されましたので、取り下げとなります。

議長

議案第6号「非農地証明願」について提案いたします。 整理番号1番について、事務局の報告を求めます。

事務局

議案第6号非農地証明願についてのうち、整理番号1番につきまして、 去る5月14日、申請人の代理人T行政書士立合いのもと、事務局で現地 調査を行いましたので報告いたします。

申請人 KTさんは、伊佐市大口青木に居住され、申請地は、伊佐市 大口青木字梨木山ノ下2516番1、地目は畑ほか1筆、地積は2筆合計 で378㎡です。

所在地は、青木屯田池から北へ約800mに位置し、北側は原野、東側は申請人の自宅、南側は道路、西側は河川になります。

非農地になった時期及び理由としては、平成2年ごろに住宅を建築した際、2516番6を自宅の敷地の一部として、また2516番1に農業用倉庫を建築し現在に至っているとのことです。

調添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、位置図、字図等が提出されています。

調査の結果、この申請については既に農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しましたが、委員皆様方のご審議方よろしくお

願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はござい ませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の 挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成多数。よって整理番号1番は、非農地証明が決定いたしました。

議 長 議案第6号「非農地証明願」について1件申請のうち1件の許可が決定 いたしました。

議 長 議案第7号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積(地番指定)について提案いたします。

整理番号1番2番について、一括で報告をお願いします。 事務局の報告を求めます。

事務局 議案第7号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積(地番指定)について、事務局よりご説明いたします。

番号1番の申請人 USさんは伊佐市菱刈花北に居住され、申請地は、伊佐市菱刈花北字落実688番18ほか2筆、USさんの自宅から南へ約400mに位置し、地目は畑、地積は3筆合計で1,487㎡、現在は自己保全管理されている農地です。

添付書類として、全部事項証明書が添付されており、規定により特例 農地の区域指定として、別段問題はないと思われます。

番号2番の申請人 KHさんは埼玉県所沢市に居住され市外住民の方です。

申請地は、伊佐市菱刈下手字比良田3251番1で、第一相互警備保障株式会社より東へ500mに位置し、地目は田、地積は107㎡で、現在は自己保全管理されている農地です。

添付書類として、全部事項証明書が添付されており、規定により特例 農地の区域指定として、別段問題はないと思われます。 委員皆様のご審議方よろしくお願いたします。

議 長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号1番2番について、「農地付空き家・空き店舗バンク」による

下限面積(地番指定)について決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成多数。よって整理番号1番2番については、「農地付空き家・空き 店舗バンク」による下限面積(地番指定)について決定いたしました。

議案第7号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積(地番指定)について2件申請のうち2件が決定いたしました。

=	議案第8号	
---	-------	--

- 議 長 議案第8号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判 断」に係る決定について提案いたします。事務局の報告を求めます。
- 事務局 議案第8号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断」に係る決定について、事務局より報告いたします。別添の資料をご覧ください。令和2年7月から9月にかけて行われた農地利用状況調査において、荒廃農地B分類の判定を受けた農地は、田99筆、84,543㎡、畑72筆、40,498㎡、合計171筆、125,041㎡になります。皆様のご審議方をよろしくお願いしします。
- 議 長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長なしということでございますので、お諮りいたします。

議案第8号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断」に係る決定について、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

### (全員举手)

議 長 賛成多数。よって議案第8号「農地法第2条第1項に規定する農地に該 当するか否かの判断」に係る決定について決定いたしました。

議 長 その他。事務局お願いします。

事務局 総会資料の最終ページをお開きください。5月の月例報告をします。 10日、5月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありました。21日、現 地調査を一斉にしております。28日、本日ですが第2回農業委員会の総 会です。

6月の行事予定ですが、7日に6月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。23日が現地調査です。28日が第3回の農業委員会の総会です。

月例報告は以上です。

議 長 他にないでしょうか。

事務局 「貸したい」「借りたい」に関するアンケート調査につきまして、お忙しい中ご協力いただきましてありがとうございました。調査が済まれた方は、アンケート用紙と名簿の返却をお願いします。まだ調査が終わっていない委員の皆さまは来月以降でも対象者全員の訪問をお願いします。回答できる方が親族にいらっしゃらない場合や、転居先不明や回答をしたくないとの申し出等があった場合は、名簿にその旨記入していただき提出くださいますようお願い申し上げます。アンケートの回収が終わり次第、回答をまとめて今後の「人・農地プラン」の話し合い等で活用できるようにしていきます。個別訪問による意向把握につきましては農業委員や推進委員にとって特に重要な活動の一つでもありますのでご理解のほどよろしくお願いします。

議 長 他にないでしょか。

事務局 令和2年度、令和元年度分の総会資料をお持ちの委員の方は事務局まで返却をお願いします。事務局で処分しますので提出くださいますようお

	願い申し上げます。また、来月6月の定例総会終了後、今年度の利用状況調査の説明会を計画しております。配布資料等もございますので必ず出席くださいますようお願い申し上げます。
事務局長	以上で、令和3年度 第2回農業委員会総会を終わります。 姿勢を正してください。 一同礼。
	おつかれ様でした。
	【終了時間 午前9時50分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。 伊佐市農業委員会

会	長	 会	長	 
伊佐市農業	委員	$\Delta$	番	
		 ······		 
伊佐市農業	委員	5	番	